

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合（健康上の問題、家庭の事情、転居など、採用決定者（求職者）の個人的な事情）又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の返金に関する規定は以下の通りです

- 入社後 1 年以内に退職した場合、紹介手数料の 100%を返金致します。
- 返金の請求は求人者が退職日から 30 日以内に行い、返金は銀行振込にて行います。

ただし、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、労働基準法、雇用機会均等法、最低賃金法など各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還致しません。